

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和6年税制改正②～所得税

Q 昨年12月に令和6年の税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

今回の改正では、所得税等の定額減税の影響が大きいです。また、子育て世代を応援するために住宅にリフォームした場合の減税や住宅ローン控除の改正があります。

1. 所得税・住民税の定額減税

①内容

令和6年の所得が1805万円以下の場合、下記特別控除があります。

所得税・・・本人3万円、配偶者扶養親族など1人につき3万円

住民税・・・本人1万円、配偶者扶養親族など1人につき3万円

②所得税の減税方法

給与所得者・・・令和6年6月1日以後に支給される給与等の源泉徴収税額から控除

事業所得者・・・第1期の予定納税額から控除

2. 子育て世帯等に対する住宅ローン減税の拡充

子育て世帯等（夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者）が、認定住宅等の新築をした場合は、控除対象の借入限度額の上乗せがあります。

3. 子育て世帯等の住宅のリフォームに係る特例

以下のいずれかの個人で合計所得金額が2000万円以下の者が、子育てに対応した住宅へのリフォームをした場合、一定の特別控除があります。

①年齢40歳未満で配偶者を有する者

②年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を有する者

③年齢19歳未満の扶養親族を有する者

要するに…

昨年にメディアに様々な形で取り上げられた定額減税がしっかりと、今回の税制改正で明記されました。また、子育て目的のリフォームに係る減税や子育て世帯への住宅ローン減税の拡充など、子育て世帯にはうれしい改正ですね。